

GRI内容索引

GRIの「サステナビリティ・レポート・スタンダード」[「中核 (Core)」]の開示要請項目およびISO26000について、本レポートにおいて関連する内容を掲載したページを記載しています。

中核要求基準	スタンダード	開示事項	該当ページ	ISO26000
	102	一般開示事項		
	GRI 102:	一般開示事項 2016		
	1	組織のプロフィール		
✓	102-1	組織の名称	16	—
✓	102-2	活動、ブランド、製品、サービス	15、16	—
✓	102-3	本社の所在地	16	—
✓	102-4	事業所の所在地	14、16	—
✓	102-5	所有形態および法人格	16	—
✓	102-6	参入市場	14、15、16	—
✓	102-7	組織の規模	14、16	—
✓	102-8	従業員およびその他の労働者に関する情報	89	6.4、6.4.3
✓	102-9	サプライチェーン	120	—
✓	102-10	組織およびそのサプライチェーンに関する重大な変化	該当事項なし	—
✓	102-11	予防原則または予防的アプローチ	113-116	6.2
✓	102-12	外部イニシアティブ	19-21	6.2
✓	102-13	団体の会員資格	131-133	6.2
	2	戦略		
✓	102-14	上級意思決定者の声明	4-7	6.2
	102-15	重要なインパクト、リスク、機会	20-24、59-60	6.2
	3	倫理と誠実性		
✓	102-16	価値観、理念、行動基準・規範	117	—
	102-17	倫理に関する助言および懸念のための制度	117	—
	4	ガバナンス		
✓	102-18	ガバナンス構造	19、109-110	6.2
	102-19	権限移譲	19、109-110	—
	102-20	経済、環境、社会項目に関する役員レベルの責任	19、109-110	—
	102-21	経済、環境、社会項目に関するステークホルダーとの協議	19、109-110	6.2
	102-22	最高ガバナンス機関およびその委員会の構成	・有価証券報告書 ^{※1}	6.2
	102-23	最高ガバナンス機関の議長	・コーポレート・ガバナンス報告書 ^{※2}	6.2
	102-24	最高ガバナンス機関の指名と選出	109	6.2
	102-25	利益相反	・コーポレート・ガバナンス報告書 ^{※2}	6.2
	102-26	目的、価値観、戦略の設定における最高ガバナンス機関の役割	・コーポレート・ガバナンス報告書 ^{※2}	—
	102-27	最高ガバナンス機関の集会的知見	・コーポレート・ガバナンス報告書 ^{※2}	—
	102-28	最高ガバナンス機関のパフォーマンスの評価	・コーポレート・ガバナンス報告書 ^{※2}	6.2
	102-29	経済、環境、社会へのインパクトの特定とマネジメント	18-21、113	6.2
	102-30	リスクマネジメント・プロセスの有効性	18-21、113	—

※1 有価証券報告書 <http://www.mazda.com/ja/investors/library/s-report/>

※2 コーポレート・ガバナンス報告書 <http://www.mazda.com/ja/investors/library/governance/>

中核要求基準	スタンダード	開示事項	該当ページ	ISO26000
	102-31	経済、環境、社会項目のレビュー	18-21、113	6.2
	102-32	サステナビリティ報告における最高ガバナンス機関の役割	18-21	—
	102-33	重大な懸念事項の伝達	・コーポレート・ガバナンス報告書 ^{※2}	6.2
	102-34	伝達された重大な懸念事項の性質と総数	—	—
	102-35	報酬方針	109 ・コーポレート・ガバナンス報告書 ^{※2}	6.2
	102-36	報酬の決定プロセス	109 ・コーポレート・ガバナンス報告書 ^{※2}	—
	102-37	報酬に関するステークホルダーの関与	—	6.2
	102-38	年間報酬総額の比率	・コーポレート・ガバナンス報告書 ^{※2}	—
	102-39	年間報酬総額比率の増加率	—	—
	5	ステークホルダー・エンゲージメント		
✓	102-40	ステークホルダー・グループのリスト	27-28	6.2
✓	102-41	団体交渉協定	99	6.3.10、6.4 6.4.3、6.4.4 6.4.5
✓	102-42	ステークホルダーの特定および選定	27-28	6.2
✓	102-43	ステークホルダー・エンゲージメントへのアプローチ方法	27-28	6.2、6.7 6.7.4、6.7.5 6.7.6、6.7.8 6.7.9
✓	102-44	提起された重要な項目および懸念	27、31、35-36、83、90、122	6.2
	6	報告実務		
✓	102-45	連結財務諸表の対象になっている事業体	2 ・有価証券報告書 ^{※1}	6.2
✓	102-46	報告書の内容および項目の該当範囲の確定	2、18-21	—
✓	102-47	マテリアルな項目のリスト	20	—
✓	102-48	情報の再記述	該当事項なし	—
✓	102-49	報告における変更	該当事項なし	—
✓	102-50	報告期間	2	—
✓	102-51	前回発行した報告書の日付	2	—
✓	102-52	報告サイクル	2	—
✓	102-53	報告書に関する質問の窓口	146	—
✓	102-54	GRI スタンダードに準拠した報告であることの主張	2、140-145	—
✓	102-55	内容索引	140-145	—
✓	102-56	外部保証	138、139	7.5.3
	103	マネジメント手法		
	GRI 103:	マネジメント手法 2016		
	103-1	マテリアルな項目とその該当範囲の説明	20	—
	103-2	マネジメント手法とその要素	19	—
	103-3	マネジメント手法の評価	19、22-24	—

※1 有価証券報告書 <http://www.mazda.com/ja/investors/library/s-report/>

※2 コーポレート・ガバナンス報告書 <http://www.mazda.com/ja/investors/library/governance/>

●:マツダが特定した重要課題

重要課題	スタンダード	開示事項	該当ページ	ISO26000
	200	経済		
●	GRI 201:	経済パフォーマンス 2016		
	201-1	創出、分配した直接的経済価値	91、105、123	6.8、6.8.3 6.8.7、6.8.9
	201-2	気候変動による財務上の影響、その他のリスクと機会	56 ・有価証券報告書 ^{※1}	6.5.5
	201-3	確定給付型年金制度の負担、その他の退職金制度	・有価証券報告書 ^{※1}	—
	201-4	政府から受けた資金援助	・有価証券報告書 ^{※1}	—
●	GRI 202:	地域経済での存在感 2016		
	202-1	地域最低賃金に対する標準新人給与の比率(男女別)	—	6.4.4、6.8
	202-2	地域コミュニティから採用した上級管理職の割合	88	6.8、6.8.5 6.8.7
●	GRI 203:	間接的な経済的インパクト 2016		
	203-1	インフラ投資および支援サービス	52	6.3.9、6.8 6.8.3、6.8.4 6.8.5、6.8.6 6.8.7、6.8.9
	203-2	著しい間接的な経済的インパクト	104-107	6.3.9、6.6.6 6.6.7、6.7.8 6.8、6.8.5 6.8.6、6.8.7 6.8.9
●	GRI 204:	調達慣行 2016		
	204-1	地元サプライヤーへの支出の割合	—	6.6.6、6.8 6.8.5、6.8.7
●	GRI 205:	腐敗防止 2016		
	205-1	腐敗に関するリスク評価を行っている事業所	—	6.6、6.6.3
	205-2	腐敗防止の方針や手順に関するコミュニケーションと研修	118、121	6.6、6.6.3
	205-3	確定した腐敗事例と実施した措置	該当事項なし	6.6、6.6.3
	GRI 206:	反競争的行為 2016		
	206-1	反競争的行為、反トラスト、独占的慣行により受けた法的措置	該当事項なし	6.6、6.6.5 6.6.7
	300	環境		
●	GRI 301:	原材料 2016		
	301-1	使用原材料の重量または体積	85	6.5.4
	301-2	使用したリサイクル材料	85	6.5.4
	301-3	再生利用された製品と梱包材	—	6.5.3、6.5.4 6.7.5
●	GRI 302:	エネルギー 2016		
	302-1	組織内のエネルギー消費量	63、73、85	6.5.4
	302-2	組織外のエネルギー消費量	85	6.5.4
	302-3	エネルギー原単位	—	6.5.4
	302-4	エネルギー消費量の削減	73	6.5.4、6.5.5
	302-5	製品およびサービスのエネルギー必要量の削減	65-68	6.5.4、6.5.5
●	GRI 303:	水 2016		
	303-1	水源別の取水量	77、85	6.5.4

※1 有価証券報告書 <http://www.mazda.com/ja/investors/library/s-report/>

重要課題	スタンダード	開示事項	該当ページ	ISO26000
	303-2	取水によって著しい影響を受ける水源	—	6.5.4
	303-3	リサイクル・リユースした水	—	6.5.4
	GRI 304:	生物多様性 2016		
	304-1	保護地域および保護地域ではないが生物多様性価値の高い地域、もしくはそれらの隣接地域に所有、賃借、管理している事業サイト	—	6.5.6
	304-2	活動、製品、サービスが生物多様性に与える著しいインパクト	—	6.5.6
	304-3	生息地の保護・復元	—	6.5.6
	304-4	事業の影響を受ける地域に生息する IUCN レッドリストならびに国内保全種リスト対象の生物種	—	6.5.6
●	GRI 305:	大気への排出 2016		
	305-1	直接的な温室効果ガス (GHG) 排出量 (スコープ 1)	73、78、85	6.5.5
	305-2	間接的な温室効果ガス (GHG) 排出量 (スコープ 2)	73、85	6.5.5
	305-3	その他の間接的な温室効果ガス (GHG) 排出量 (スコープ 3)	85	6.5.5
	305-4	温室効果ガス (GHG) 排出原単位	73	6.5.5
	305-5	温室効果ガス (GHG) 排出量の削減	73	6.5.5
	305-6	オゾン層破壊物質 (ODS) の排出量	—	6.5.3、6.5.5
	305-7	窒素酸化物 (NOx)、硫黄酸化物 (SOx)、およびその他の重大な大気排出物	78、85	6.5.3
●	GRI 306:	排水および廃棄物 2016		
	306-1	排水の水質および排出先	78、85	6.5.3、6.5.4
	306-2	種類別および処分方法別の廃棄物	85	6.5.3
	306-3	重大な漏出	該当事項なし	6.5.3
	306-4	有害廃棄物の輸送	—	6.5.3
	306-5	排水や表面流水によって影響を受ける水域	—	6.5.3、6.5.4 6.5.6
●	GRI 307:	環境コンプライアンス 2016		
	307-1	環境法規制の違反	59	4.6
●	GRI 308:	サプライヤーの環境面のアセスメント 2016		
	308-1	環境基準により選定した新規サプライヤー	—	6.3.5、6.6.6 7.3.1
	308-2	サプライチェーンにおけるマイナスの環境インパクトと実施した措置	—	6.3.5、6.6.6 7.3.1
	400	社会		
●	GRI 401:	雇用 2016		
	401-1	従業員の新規雇用と離職	89	6.4、6.4.3
	401-2	正社員には支給され、非正規社員には支給されない手当	—	6.4、6.4.3 6.4.4
	401-3	育児休暇	94	6.4、6.4.3
●	GRI 402:	労使関係 2016		
	402-1	事業上の変更に関する最低通知期間	99	6.4、6.4.3 6.4.4、6.4.5
●	GRI 403:	労働安全衛生 2016		
	403-1	正式な労使合同安全衛生委員会への労働者代表の参加	96	6.4、6.4.6
	403-2	傷害の種類、業務上傷害・業務上疾病・休業日数・欠勤および業務上の死亡者数	96	6.4、6.4.6

重要課題	スタンダード	開示事項	該当ページ	ISO26000
	403-3	疾病の発症率あるいはリスクが高い業務に従事している労働者	—	6.4、6.4.6 6.8、6.8.3 6.8.4、6.8.8
	403-4	労働組合との正式協定に含まれている安全衛生条項	—	6.4、6.4.6
●	GRI 404:	研修と教育 2016		
	404-1	従業員一人あたりの年間平均研修時間	91	6.4、6.4.7
	404-2	従業員スキル向上プログラムおよび移行支援プログラム	91	6.4、6.4.7 6.8.5
	404-3	業績とキャリア開発に関して定期的なレビューを受けている従業員の割合	92	6.4、6.4.7
●	GRI 405:	ダイバーシティと機会均等 2016		
	405-1	ガバナンス機関および従業員のダイバーシティ	89 ・有価証券報告書 ^{※1}	6.3.7、6.3.10 6.4、6.4.3
	405-2	基本給と報酬総額の男女比	91	6.3.7、6.3.10 6.4、6.4.3 6.4.4
	GRI 406:	非差別 2016		
	406-1	差別事例と実施した救済措置	—	6.3、6.3.6 6.3.7、6.3.10 6.4.3
	GRI 407:	結社の自由と団体交渉 2016		
	407-1	結社の自由や団体交渉の権利がリスクにさらされる可能性のある事業所およびサプライヤー	—	6.3、6.3.3 6.3.4、6.3.5 6.3.8、6.3.10 6.4.3、6.4.5
	GRI 408:	児童労働 2016		
	408-1	児童労働事例に関して著しいリスクがある事業所およびサプライヤー	100-102、120-122	6.3、6.3.3 6.3.4、6.3.5 6.3.7、6.3.10
●	GRI 409:	強制労働 2016		
	409-1	強制労働事例に関して著しいリスクがある事業所およびサプライヤー	100-102、120-122	6.3、6.3.3 6.3.4、6.3.5 6.3.7、6.3.10
	GRI 410:	保安慣行 2016		
	410-1	人権方針や手順について研修を受けた保安要員	—	6.3、6.3.5 6.4.3、6.6.6
	GRI 411:	先住民族の権利 2016		
	411-1	先住民族の権利を侵害した事例	—	6.3、6.3.6 6.3.7、6.3.8 6.6.7
	GRI 412:	人権アセスメント 2016		
	412-1	人権レビューやインパクト評価の対象とした事業所	100-102	6.3、6.3.3 6.3.4、6.3.5
	412-2	人権方針や手順に関する従業員研修	100-102	6.3、6.3.5
	412-3	人権条項を含むもしくは人権スクリーニングを受けた重要な投資協定および契約	—	6.3、6.3.3 6.3.5、6.6.6
●	GRI 413:	地域コミュニティ 2016		
	413-1	地域コミュニティとのエンゲージメント、インパクト評価、開発プログラムを実施した事業所	104	6.3.9、6.6.7 6.8、6.8.5 6.8.7
	413-2	地域コミュニティに著しいマイナスのインパクト（顕在的、潜在的）を及ぼす事業所	—	6.3.9、6.5.3 6.5.6、6.8.9

※1 有価証券報告書 <http://www.mazda.com/ja/investors/library/s-report/>

重要課題	スタンダード	開示事項	該当ページ	ISO26000
●	GRI 414:	サプライヤーの社会面のアセスメント 2016		
	414-1	社会的基準により選定した新規サプライヤー	121	—
	414-2	サプライチェーンにおけるマイナスの社会的インパクトと実施した措置	—	—
	GRI 415:	公共政策 2016		
	415-1	政治献金	—	—
●	GRI 416:	顧客の安全衛生 2016		
	416-1	製品およびサービスのカテゴリーに対する安全衛生インパクトの評価	51	6.3.9、6.6.6 6.7、6.7.4 6.7.5
	416-2	製品およびサービスの安全衛生インパクトに関する違反事例	41	6.3.9、6.6.6 6.7、6.7.4 6.7.5
●	GRI 417:	マーケティングとラベリング 2016		
	417-1	製品およびサービスの情報とラベリングに関する要求事項	43	6.7、6.7.3 6.7.4、6.7.5 6.7.6、6.7.9
	417-2	製品およびサービスの情報とラベリングに関する違反事例	43	6.7、6.7.3 6.7.4、6.7.5 6.7.6、6.7.9
	417-3	マーケティング・コミュニケーションに関する違反事例	該当事項なし	6.7、6.7.3 6.7.6、6.7.9
●	GRI 418:	顧客プライバシー 2016		
	418-1	顧客プライバシーの侵害および顧客データの紛失に関して具体化した不服申立	該当事項なし	6.7、6.7.7
●	GRI 419:	社会経済面のコンプライアンス 2016		
	419-1	社会経済分野の法規制違反	該当事項なし	6.6、6.6.3 6.6.7、6.8.7